

せいかつほご
生活保護のしおり

ひだかしふくしじむしょ
日高市福祉事務所

ひだかしおおあさみなみひらさわ1020ばんち
〒350-1292 日高市大字南平沢 1020 番地

でんわ
TEL 042-989-2111 (代)

せいかつふくしか せいかつしえんたんとう かい ばんまどぐち
生活福祉課 生活支援担当 1階9番窓口

たんとうしゃめい
担当者名【 】 年 月 日現在

令和6年3月19日改定

せいかつほご 生活保護とは

せいかつ びょうき はたら はたら しほう
生活しているうちに病気やケガにより働けなくなったり、働き手が死亡したりし
せいかつ こま
て生活に困ることがあります。

せいかつほご せいかつ こま かた たい こくみん せいぞんけん ほしょう きてい
生活保護は、このように生活に困っている方に対して、国民の生存権の保障を規定
けんぽうだい じょう りねん もと さいていげんと せいかつ ほしょう じしん せい
した憲法第25条の理念に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、ご自身で生
かつ ささ しえん もくてき せいど
活を支えられるように支援することを目的とした制度です。

せいど せいかつほごほう い か ほう もと おこな
この制度は生活保護法（以下、「法」といいます。）に基づいて行われます。

にっぽんこくけんぽう だい じょう 【日本国憲法 第25条】

こくみん けんこう ぶんかてき さいていげんと せいかつ いとな けんり ゆう
すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

せいかつほごほう だい じょう 【生活保護法 第1条】

ほうりつ にほんこくけんぽうだい じょう きてい りねん もと くに せいかつ
この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に
こんきゆう こくみん たい こんきゆう ていど おう ひつよう ほご おこな
困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、
さいていげんと せいかつ ほしょう じりつ じょちょう もくてき
その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的
とする。

せいかつほご しゅるい ないよう 生活保護の種類と内容

せいかつほご つぎ しゅるい ふじょ えんじょ
生活保護には、次の8種類の扶助（援助）があります。

	ふじょ しゅるい 扶助の種類	ないよう 内容
1	せいかつふじょ 生活扶助	まいにち せいかつ ひつよう しょくひ こうねつすいひ ひよう せたい にんすう 毎日の生活に必要な食費や光熱水費などの費用を世帯の人数や ねんれい さんてい 年齢で算定します。
2	じゅうたくふじょ 住宅扶助	やちん ちだい じゅうたく しゅうりひ ひよう 家賃、地代または住宅の修理費などの費用です。
3	きょういくふじょ 教育扶助	ぎむきょういく ともな ひつよう がくようひんたい きゅうしょくひ ひよう 義務教育に伴って必要な学用品代、給食費などの費用です。
4	いりょうふじょ 医療扶助	びょうき ばあい ひよう 病気やケガなどした場合の費用です。
5	かいごふじょ 介護扶助	かいご ひつよう ばあい ひよう 介護サービスに必要な場合の費用です。
6	しゅっさんふじょ 出産扶助	しゅっさん ひつよう ばあい ひよう げんどがく 出産に必要な場合の費用です。（限度額あり）
7	せいぎょうふじょ 生業扶助	こうとうがっこうとう しゅうがくひよう ぎじゅつ み ひよう 高等学校等への就学費用や技術を身につけるための費用、 しゅうしょくじゅんび ひよう 就職準備などの費用です。
8	そうさいふじょ 葬祭扶助	そうぎ ひつよう ばあい ひよう 葬儀などに必要な場合の費用です。

※このほか、あんてい しょくぎょう つ せいかつほご ひつよう
安定した職業に就いたことなどにより、生活保護を必要としなくなっ
た方に対して、「就労自立給付金」を支給する制度や、こうとうがっこう そつぎょう だいがく せん
高等学校を卒業し、大学や専
もんがっこう しんがく せいかつほご しゅうりよう せいと しきゅう しんがくじゅんびきゅうふきん せいと
門学校へ進学し、生活保護を終了する生徒に支給する「進学準備給付金」の制度が
あります。

※次のようなときは、ひつよう ひよう ぜんぶ いちぶ しきゅう ばあい
必要な費用の全部または一部を支給できる場合があります。

（いちじふじょ いったい じょうけん じぜん だんとう
「一時扶助」といいます。）それぞれ一定の条件がありますので、事前に担当ケー
スワーカーにそうだん
相談してください。

- しゃくや けいやくこうしんじ こうしんりよう ほけんりよう ひつよう
借家などの契約更新時に、更新料や保険料などが必要なとき。
- びょうき ひつよう
病気などのため、オムツなどを必要とするとき。
- やむを得ずてんきよ
やむを得ず転居するとき。

生活保護の決め方

生活保護は、原則として世帯（暮らしをともにしている家族）を単位として、その世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比較し、不足する場合に生活保護が決定され、その不足する額が保護費として支給される仕組みになっています。

<p>さいていせいかつひ 最低生活費</p>	<p>その世帯の人数、年齢、健康状態、住んでいる地域などを基に国が定めた基準により計算された1か月分の生活費です。なお、生活費の金額は月によって変わる場合があります。</p>
<p>しゅうにゅう 収入</p>	<p>働いて得た収入、年金、手当など、他の法律等により支給される金銭、親や兄弟姉妹などからの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯員全員の収入を合計したものです。</p>

●生活保護が受けられる場合（収入が最低生活費に満たないとき）

<p>さいていせいかつひ せたい にんすう けつてい 最低生活費（世帯の人数などによって決定します）</p>	
<p>しゅうにゅう しゅうろう ねんきん てあて しおく 収入（就労、年金、手当、仕送りなど）</p>	<p>ほごひ 保護費</p>

●生活保護が受けられない場合（収入が最低生活費を上回るとき）

<p>さいていせいかつひ せたい にんすう けつてい 最低生活費（世帯の人数などによって決定します）</p>	
<p>しゅうにゅう しゅうろう ねんきん てあて しおく 収入（就労、年金、手当、仕送りなど）</p>	<p>ちょうかがく 超過額</p>

せいかつほご けってい 生活保護が決定されるまで

●生活保護の相談

さまざまな理由で、生活することが難しくなってしまったときは、福祉事務所に相談してください。生活保護の利用だけでなく、その方に問題解消に向けて支援します。生活保護の利用には、【相談 ⇒ 申請 ⇒ 調査 ⇒ 決定】の手続きが必要です。

※生活保護に至る前の段階で、生活に困窮したり、生活に不安や困りごとがある方は、「日高市自立相談支援センター」（総合福祉センター「高麗の郷」内）の相談窓口もあります。ご利用を希望される方は、下記までご連絡ください。

☎042-985-9100（月～金 9：00～17：00 年末年始・祝日を除く）

●生活保護の申請

生活保護を受けるには、本人や家族などの意思で申請することが必要です。申請書に必要な事項を記入し、福祉事務所に提出してください。なお、病気などで申請の手続きに来られないときは、福祉事務所に相談してください。また、申請に伴い、調査に必要な書類や資産状況を確認できる資料などの提出を求めることがあります。

※マイナンバー制度の施行に伴い、生活保護の適正な決定などを行うため、生活保護の申請書にマイナンバーを記入していただく必要があります。

●生活保護に優先して行われるもの

他の法律に定める扶助（児童手当や障がい者手当など）が利用できるときや、扶養義務者（親、子ども、兄弟姉妹など）から援助を受けられるときは、優先します。

せいかつほご ようけん せいかつほごしんせいじ ちょうさ たいしょう
●生活保護の要件（生活保護申請時の調査の対象です。）

せいかつほご う つぎ ようけん かつよう
生活保護を受けるには、次のような要件があります。活用できるものがあるときは、
ゆうせん かつよう せいかつほご じゅきゅうちゅう どうよう
優先して活用してください。これは、生活保護の受給中においても同様です。

しさん かつよう
1. 資産の活用

ふどうさん よちよきん せいめいほけん じどうしゃ かつよう しさん せいかつ かつよう
不動産、預貯金、生命保険、自動車などの活用できる資産は、まず生活のために活用
していただくことになっています。けんざい す じゅうたく しょう つういん ひつよう
現在お住いの住宅や障がいのために通院に必要な
じどうしゃ いったい じょうけん ほゆう みと ばあい
自動車などは、一定の条件のもとに保有が認められる場合もありますので、ケースワ
カーに相談してください。

とち ふどうさん しょゆう かた せいかつほご じゅきゅう さきだ
また、土地やマンションなどの不動産を所有している方は、生活保護の受給に先立
て、ふどうさん たんぽ かしつけせいで りよう ゆうせん ばあい
不動産を担保とした貸付制度の利用を優先していただく場合があります。

のうりよく かつよう
2. 能力の活用

ねんれい けんこうじょうしょう はたら かた のうりよく おう はたら
年齢や健康上支障なく働ける方は、その能力に応じて働いてください。

ほか せいで かつよう
3. 他の制度の活用

せいかつほごほういがい せいで ねんきん こようほけん かつよう ゆうせん かつよう
生活保護法以外の制度（年金や雇用保険など）で活用できるものは、優先して活用し
ていただきます。せいかつほご じゅきゅうちゅう どうよう
生活保護の受給中においても同様です。

ほうりよくだんいん
●暴力団員について

ほうりよくだんいん げんそく せいかつほご じゅきゅう
暴力団員は、原則として生活保護を受給することができません。

せいかつほご けつてい
●生活保護の決定

せいかつほご しんせいてつづ す にゆういんさき びょういん
生活保護の申請手続きをすると、ケースワーカーが、お住まいや入院先の病院な
ほうもん せいかつじょうきょう かくにん しさんちようさ よちよきん せいめいほけん ふどうさん
どを訪問して生活状況を確認するとともに、資産調査（預貯金、生命保険、不動産な
およ ふようちようさ じっし げんそく にちいない おそ にちいない せいかつほご
ど）及び扶養調査を実施し、原則として14日以内（遅くとも30日以内）に、生活保護
ひつよう ひつよう ていど けつてい ないよう ふんしょ つうち
が必要かどうか、必要であればどの程度かなどを決定し、その内容を文書で通知しま
す。なお、生活保護費は、毎月決められた日（原則5日）に、指定された口座に振り込
まれるか、福祉事務所が指定する窓口で支払われます。

このほか、いりようひ かいごひ ふくしじむしょ びょういん ちやくせつしはら
医療費・介護費は、福祉事務所から病院などに直接支払いをします。ま
じょうきよう やちん きゅうしよくひ ふくしじむしょ やぬし がっこう
た、状況によっては、家賃や給食費などについても、福祉事務所が家主や学校に
ちやくせつしはら ばあい
直接支払いをする場合があります。

せいかつほご かいし しやくしよ さまざま てつづ ひつよう くわ
※生活保護が開始されると、市役所などで様々な手続きが必要となります。詳しくは、
たんとう そうだん
担当ケースワーカーにご相談ください。

せいかつほご う かた けんり
生活保護を受けている方の権利など

せいかつほご う かた つぎ けんり
生活保護を受けている方には、次の権利があります。

1	せいとう りゆう せいかつほごひ へ せいかつほご と 正当な理由がないのに、生活保護費を減らされたり、生活保護を止められたりす ることはありません。（法第56条）
2	せいかつほご じゆきゆう げんきん しなもの ぜいぎん ほうだい じょう 生活保護で受給した現金や品物には税金がかかりません。（法第57条）
3	せいかつほご じゆきゆう げんきん しなもの う けんり さ お 生活保護で受給した現金や品物またはこれらを受ける権利を差し押さえられ ることはありません。（法第58条）
4	せいかつほご しゅうろうじりつきゅうふきん う けんり たにん ゆず わた 生活保護または就労自立給付金を受ける権利を他人に譲り渡すことはできませ ん。（法第59条）

生活保護を受けている方の義務

●生活上の義務（法第60条）

働ける方は能力に応じて働き、また健康の保持・増進に努め、計画的な暮らしをするなど、生活の維持、向上のために努力しなければなりません。

●届出の義務（法第61条）

届出を基にして生活保護の内容を決めるため、次のような場合は、速やかに福祉事務所に届出をしてください。

1	<p>「収入申告書」による届出</p> <p>家族の誰かに収入（給与、年金、保険金、仕送り、その他すべての収入）があった場合、届出が必要です。</p> <p>◎高校生などのアルバイト収入も届出が必要です。</p> <p>◎就労可能な方は、収入がない場合でも、毎月「収入がない」という届出が必要です。</p> <p>◎就労困難な方は、収入がない場合でも、年に1度「収入がない」という届出が必要です。</p>
2	<p>「資産申告書」による届出</p> <p>次のような場合、届出が必要です。</p> <p>◎不動産や遺産などの資産を相続したとき。</p> <p>◎生活保護を受けている方は、資産に変化がない場合でも、年に1度届出が必要です。</p>
3	<p>「保護（変更）申請書」による届出や福祉事務所への申告</p> <p>◎家族の人数が変わる（出産、死亡、転入、転出など）とき。</p>

じゅうしょ やちん ちだい か けいやくこうしん
◎住所や家賃、地代が変わるとき、または契約更新するとき。

はたら はたら しごと か
◎働けるようになったり、働けなくなったりしたとき、仕事が変わるとき。

にゅういん たいいん
◎入院したとき、退院したとき。

じこ こうつうじこ しごとちゅう じこ
◎事故（交通事故、工作中的事故など）にあったとき。

いえ るす とお で
◎しばらく家を留守にするとき、遠くに出かけるとき。

せいかつ じょうきょう か にゅうがく そつぎょう きゅうがく たいがく けっこん りこん
◎そのほか、生活の状況が変わる（入学、卒業、休学、退学、結婚、離婚
など）とき。

しどう しじ したが ぎむ ほうだい じょう ●指導・指示に従う義務（法第62条）

てきせつ ほご せいかつじょうきょう おう しどう しじ
適切な保護をするために、生活状況に応じて、指導・指示をすることがあります。

しどう しじ したが ばあい せいかつほご う
指導・指示に従わない場合は、生活保護が受けられなくなることがあります。

生活保護費を返していただく場合

次のような場合、生活保護費を返していただくことがあります。

1	<p>生活保護費の返還</p> <p>①生活上の変化や収入の増加により、支給した保護費が結果として過大になったときは、その過大となった分を返していただくか、次の月以降に支給される予定の保護費を減額して調整します。収入額によっては一時的に保護費が支給されなくなる月もあります。</p> <p>②急迫した事情など、資力があるにもかかわらず生活保護を受けた場合には、その受けた保護費の金額の範囲内で返していただきます。(法第63条)</p>
2	<p>不正受給の費用徴収と罰則</p> <p>①事実と違う申請や、収入を偽って申告をする、または意図的に申告しないなど、不正な手段により生活保護または就労自立給付金を受けたときは、生活保護のために要した費用の全部または一部を徴収するほか、加算金を徴収する場合があります。(法第78条)</p> <p>また、法律により罰せられることもあります。(法第85条、刑法第246条)</p>

不服があるときは

申請の却下、保護の変更・停止・廃止の決定について、不服がある場合には、まず直接福祉事務所に説明を求めてください。

それでもなお不服がある場合には、決定のあったことを知った日の翌日から3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求を行うことができます。

そうだん 相談したいときは

あなたの世帯が自分たちで暮らしを支えていくにはどうすればよいか、一緒に考え、支援していくのが福祉事務所（ケースワーカー）の仕事です。秘密は守りますので、困ったことや分からないことなどがある場合は、相談してください。

【家庭訪問】

生活保護が開始になった場合は、福祉事務所のケースワーカー（地区担当員）が定期的にご自宅などを訪問し、相談に応じるとともに、生活の変化に応じて適正に生活保護の内容を決定するために、収入や生活状況などをお聞きします。また、自立した生活を送ることができるよう支援します。

げんめん 減免されます

生活保護を受けている期間は、次の減免を受けることができます。

ただし、それぞれ手続きが必要です。

※減免は、生活保護決定後の期間が対象となります。

しゅるい 種類	てつづきさき 手続先
しみんぜい 市民税	ひだかしそつむぶぜいむか 日高市総務部税務課
こていしざんぜい 固定資産税	ひだかしそつむぶぜいむか 日高市総務部税務課
こくみんねんきんほけんりょう 国民年金保険料	ひだかしけんこうすいしんぶほけんねんきんか 日高市健康推進部保険年金課
N H K じゅしんりょう NHK受信料	えいぎょうしょ または ししょ 営業所または支所

病院などを受診する（医者にかかる）ときは

生活保護法による指定を受けた病院・診療所・薬局（以下、「病院等」）以外への受診などはできません。このため、病院等が生活保護法の指定を受けているか、受診する前に福祉事務所に確認してください。

1	<p>新たに病院等を受診する・病院等を変える場合</p> <p>◎新たに病院等を受診する、または病院等を変える場合は、福祉事務所に申請が必要です。申請に基づいて「医療券」をお渡ししますので、病院等の窓口で提出してください。</p> <p>◎医療券を持たずに病院等を受診した場合は、医療費が自己負担になることがありますので、注意してください。</p> <p>◎生活保護法による指定医療機関以外への受診はできません。</p> <p>◎「接骨院」は病院ではないため、別の手続きが必要になりますので、事前にケースワーカーに相談してください。</p> <p>※令和6年3月から、マイナンバーカードに対応している病院等を受診する場合、医療券の代わりにマイナンバーカードを利用することになります。</p>
2	<p>急病などの場合</p> <p>◎急病などで福祉事務所に来られない場合は、病院等に行く前に、ケースワーカーに電話で相談してください。</p> <p>◎休日や夜間などで手続きができない場合は、生活保護の「受給証」を病院等の窓口で提示してください。その後、できるだけ早く、福祉事務所に傷病届を提出してください。</p> <p>※「受給証」は、生活保護を受けていることを証明するもので、保険証ではありません。</p>

3	<p>定期的に病院等に通院する場合</p> <p>◎同じ病院等を受診する場合でも、月ごとに、受診前に「傷病届」の提出が必要です。事前にケースワーカーに連絡をしてください。</p>
4	<p>生活保護を受ける前の健康保険など</p> <p>◎国民健康保険、後期高齢者医療保険、重度心身障がい者医療、子ども医療、ひとり親家庭医療の受給者証は使えなくなります。生活保護が決定した場合は、速やかに保険証または受給者証を市の担当課に返却してください。</p>
5	<p>会社などの健康保険証</p> <p>◎会社などの健康保険証は、引き続き使用してください。</p> <p>◎「連絡書」と会社の健康保険証と一緒に病院等の窓口に提出してください。</p> <p>◎本人、家族の負担分は、「連絡書」に基づき福祉事務所が支払います。</p>
6	<p>障がい者サービス受給者証</p> <p>◎障がい者総合支援法に基づく「障がい者サービス受給者証」は、引き続き使用してください。</p> <p>※自己負担上限額が変更になる場合があります。</p>
7	<p>指定難病医療受給者証</p> <p>◎難病法に基づく指定難病医療費給付制度の「指定難病医療受給者証」は、引き続き使用してください。</p> <p>※自己負担上限額が変更になる場合があります。</p>
8	<p>給付できる場合がある費用</p> <p>◎次の費用は、生活保護で給付できる場合がありますので、事前にケースワーカーに相談してください。</p> <p>●移送費</p>

	<p>びょういんとう つういん にゅういん たいいん てんいん こうつうひ 病院等への通院・入院・退院・転院などで交通費がかかるとき</p> <p>ちりょうざいりょうひ ●治療材料費</p> <p>メガネやコルセットなどを必要とするとき（医師の意見が必要）</p> <p>せじゆつ ひよう ●施術のための費用</p> <p>じゅうどうせいふく 「柔道整復」、「あんま・マッサージ」、「はり・きゅう」にかかるとき（一部 ばあい のぞ いし どうい ひつよう の場合を除いて医師の同意が必要）</p>
9	<p>こうはついでやくひん やくひん 後発医薬品（ジェネリック薬品）</p> <p>せいかつほごせいど いし しかいし いがくてきけんち こうはついでやくひん ◎生活保護制度においては、医師または歯科医師が医学的見地から後発医薬品 （ジェネリック薬品）の使用を可能と認めている場合に、原則として こうはついでやくひん しょう 後発医薬品を使用することになります。</p>

かいご ひつよう
介護が必要になったときは

かいご う ようかいごにんてい う ひつよう
 介護サービスを受けるには、要介護認定などを受ける必要がありますので、ケース
 ワーカーに相談して手続きをしてください。

かいご ひつよう にんてい ばあい りようけいかく た
 「介護が必要」と認定された場合、ケアマネージャーに利用計画（ケアプラン）を立
 ててもらい、その利用計画に基づき、福祉事務所が介護扶助の決定をします。

さいいじょう さいみまん かた しょう しゃそうごうしえんほう きゅうふ う
 なお、40歳以上65歳未満の方で、障がい者総合支援法による給付が受けられる
 ばあい しょう ふくし りよう ゆうせん
 場合は、障がい福祉サービスの利用が優先されます。